

平成 31 年度 税制改正（租税特別措置）要望事項（延長）

（国土交通省 自動車局 貨物課）

制 度 名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長		
税 目	所得税 法人税		
要 望 の 内 容	<p>中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度の適用期限を2年間延長する。</p> <p>[特例内容] 取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除</p> <p>[対象設備] 機械装置（160万円以上） 測定工具・検査工具（120万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 貨物自動車（車両総重量3.5t以上） 内航貨物船（基準取得価額：取得価額の75%）</p>		
	<p>租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条、第39条の41 租税特別措置法施行規則第20条の3</p>	<p>平年度の減収見込額  (制度自体の減収額)  (改正増減収額)</p>	<p>— 百万円  (118,200百万円の内数)  (12,000百万円の内数)</p>

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 国土交通省関係の中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、国民生活の安定と我が国の経済活動の発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 昨今の中小企業の業況は持ち直しつつあり、改善傾向にあるものの、景況感や業種や地域によってばらつきが見られ、経済の先行きの不透明さから設備投資に力強さが欠けているところである。大企業と比して財務基盤が脆弱な中小企業においては、積極的な事業展開への意欲や技術力等を有していても、十分な資金を充当できず機動的な設備投資等に遅れが生じる傾向がある。他方、中小企業は我が国の雇用・産業創出の原動力であり、意欲ある中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上等を図っていくことが、我が国の経済の持続的な成長のために重要な課題である。</p> <p>また、近年少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等、中小企業を取り巻く厳しい事業環境を乗り越えるためにも、中小企業の設備投資を支援し、生産性の向上を図ることが GDP600 兆円の目標の達成のためには不可欠。特にトラック運送事業、内航海運事業等の国土交通関係事業者は物流や公共事業など、重要な役割を担っており、その生産性向上等を図ることは、国民生活の安定及び我が国の経済の発展という観点から喫緊の課題である。</p>	
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護      施策目標：32 建設市場の整備を推進する      施策目標：35 自動車運送業の市場環境整備を推進する</p> <p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化      施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。      具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。  <b>【トラック】</b>      ・営業用トラックの新車登録台数      対平成 10 年度比 100%以上又は全車種の対平成 10 年度比を上回ること</p> <p><b>【内航船】</b>      ・内航船舶の代替建造の促進      年間代替建造隻数を 90 隻以上</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間      平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（2 年間）まで</p>

		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>国土交通関係中小企業の生産性の向上等を図るため、以下の通り、これら中小企業の設備投資を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上又は全車種の対平成10年度比を上回ること</li> <li>・内航船舶の代替建造の促進 年間代替建造隻数を90隻以上</li> </ul>																					
	<p>政策目標の達成状況</p>		<p>【トラック】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全車種の新車登録台数は平成10年度と比較して大きく減少し、近年は横ばいで推移している一方で、車両総重量3.5t超の営業用トラックの新車登録台数は対平成10年度比121.7%となっている。</li> <li>・いずれの年度も、営業用トラックは、全車種の対平成10年度比を上回っている。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="549 741 1425 1155"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用トラック 単位：台</td> <td>52,850 (100.0)</td> <td>51,137 (96.8)</td> <td>54,359 (102.9)</td> <td>59,260 (112.1)</td> <td>66,062 (125.0)</td> <td>64,300 (121.7)</td> </tr> <tr> <td>全車種 単位：千台</td> <td>4,234 (100.0)</td> <td>3,451 (81.5)</td> <td>3,143 (74.2)</td> <td>3,145 (74.3)</td> <td>3,378 (79.8)</td> <td>3,359 (79.3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【内航海運】 内航船舶の代替建造隻数 →代替建造隻数：年平均87隻（直近3カ年）となっている。</p>		10年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	営業用トラック 単位：台	52,850 (100.0)	51,137 (96.8)	54,359 (102.9)	59,260 (112.1)	66,062 (125.0)	64,300 (121.7)	全車種 単位：千台	4,234 (100.0)	3,451 (81.5)	3,143 (74.2)	3,145 (74.3)	3,378 (79.8)	3,359 (79.3)
	10年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度																		
営業用トラック 単位：台	52,850 (100.0)	51,137 (96.8)	54,359 (102.9)	59,260 (112.1)	66,062 (125.0)	64,300 (121.7)																		
全車種 単位：千台	4,234 (100.0)	3,451 (81.5)	3,143 (74.2)	3,145 (74.3)	3,378 (79.8)	3,359 (79.3)																		
	<p>要望の措置の適用見込み</p>		<p>（適用期間内における適用事業者数） 平成31年度 71,733の内数 平成32年度 71,087の内数 ※平成28年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業実態基本調査等より推計</p>																					
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>		<p>本特例措置は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、我が国の物流を担うトラック運送事業者及び内航海運事業者の事業の遂行に不可欠な設備に関し、その設備更新の後押しとなり、生産性向上の促進が図られる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用を可能としている。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>																					

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制がある。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>また、中小企業経営強化税制については、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置（即時償却等）を利用できる税制となっている。</p>																												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																												
	要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用を可能としている。																												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p><b>【適用件数】</b></p> <p>平成 26 年度：61,538 件の内数  平成 27 年度：63,342 件の内数  平成 28 年度：73,705 件の内数</p> <p><b>【減収額】</b></p> <p>平成 26 年度：761 億円の内数  平成 27 年度：825 億円の内数  平成 28 年度：1,182 億円の内数</p> <p><b>【中小企業投資促進税制の利用業種】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>農林水産業</td> <td>鉱業</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>卸売業</td> <td>小売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>3.9%</td> <td>0.6%</td> <td>21.2%</td> <td>31.5%</td> <td>8.1%</td> <td>5.1%</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>料理飲食旅館業</td> <td>金融保険業</td> <td>不動産業</td> <td>運輸通信公益事業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>0.7%</td> <td>0.6%</td> <td>0.7%</td> <td>12.2%</td> <td>14.6%</td> <td>0.8%</td> </tr> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書</p>	業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業	割合(%)	3.9%	0.6%	21.2%	31.5%	8.1%	5.1%	業種	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業	その他	割合(%)	0.7%	0.6%	0.7%	12.2%	14.6%	0.8%
	業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業																							
割合(%)	3.9%	0.6%	21.2%	31.5%	8.1%	5.1%																								
業種	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業	その他																								
割合(%)	0.7%	0.6%	0.7%	12.2%	14.6%	0.8%																								
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>①租税特別措置法の条項：第 42 条の 6、第 68 条の 11</p> <p>②適用件数：(特別償却) 38,939 件の内数  (税額控除) 34,766 件の内数</p> <p>③適用額：(特別償却) 5,971 億円の内数  (税額控除) 275 億円の内数</p>																													

<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>【トラック】 税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによる約6割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免（キャッシュフローの増加）分の使途としては、約7割が新たな設備や人材育成等への再投資に回るとのアンケート結果がある。（トラック事業者の意識調査（トラック協会によるアンケート））</p> <p>【内航海運】 内航海運業は、経営基盤の脆弱な中小企業が大宗を占め、老朽化した船舶を更新するなどの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れない者が多い。このような状況の下、意欲ある中小企業の設備投資を後押しすることにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化が図られている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。 具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。</p> <p>【トラック】 ・営業用トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上又は全車種の対平成10年度比を上回ること</p> <p>【内航船】 ・内航船舶の代替建造の促進 年間代替建造隻数を90隻以上</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業の業況は持ち直しつつあるが、直近では弱い動きがみられており、売上高も伸び悩んでいる。また、円高の影響及び世界経済リスク等を背景として、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。 税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合等は改善しているが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8ト以上→3.5ト以上） 平成12年度 1年間の延長（平成13年5月迄の適用期間の延長） 平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月迄の適用期間の延長） 平成14年度 2年間の延長（平成16年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長（平成18年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長（平成20年3月迄の適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成20年度 2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長） 平成22年度 2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長） 平成24年度 2年間の延長（平成26年3月迄の適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）</p>

	平成 26 年度 3 年間の延長（平成 29 年 3 月迄の適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充） 平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月迄の適用期間の延長）
--	--